

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目：特定領域研究
 研究期間：2003～2008
 課題番号：15084201
 研究課題名（和文）現代日本人の法意識の全体像

研究課題名（英文）A General View of Contemporary Japanese Attitudes Toward the Law and the Legal System

研究代表者

松村 良之 (MATSUMURA YOSHIYUKI)
 千葉大学・法経学部・教授
 研究者番号：80091502

研究成果の概要：

本科研は、A01班の他の計画班研究者およびA02班とともに、全国規模のランダムサンプル(サンプル数 12,408)の法意識調査（A02班は、紛争経験調査）を行った。この調査の結果から、法意識と紛争経験、法の主題化の関係（法利用の経験が前2者に大きく影響すること）および法意識の全体像（データとしては従前論じられてきた日本人の法意識論に近いが、その意味づけと解釈は大きく異なること）を示すことができた。

交付額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|------------|------|------------|
| 2003年度 | 3,000,000 | 0 | 3,000,000 |
| 2004年度 | 72,500,000 | 0 | 72,500,000 |
| 2005年度 | 2,900,000 | 0 | 2,900,000 |
| 2006年度 | 2,300,000 | 0 | 2,300,000 |
| 2007年度 | 1,000,000 | 0 | 1,000,000 |
| 2008年度 | 900,000 | 0 | 900,000 |
| 総計 | 82,600,000 | 0 | 82,600,000 |

キーワード：基礎法学、民事法学、法意識、所有権意識、契約意識、裁判所、伝統的態度、主題化

1. 研究開始当初の背景

川島の『日本人の法意識』(1967)は一般向けに書かれた新書であるにもかかわらずそれ以降、法意識は一貫して日本の法社会学の中心的な問題関心となった。しかし、川島が依拠した資料は自ら経験した逸話的なデータが主であったし、その後信頼性の高い大規模な法意識調査が必ずしも行われてきたわけではない。また、必ずしも法意識と法行

動（紛争解決行動）が方法的に分離されて研究されてきたわけでもない。

2. 研究の目的

本科研では、1.のような認識に立って、A02班と共同で全国規模の信頼性の高い調査票による調査を行い、第1に現代日本人の法意識の全体像をより一般的な社会意識、価値意識との関係で明らかにし、第2に、我

が国において紛争行動に影響する基底的要因とされてきた法意識が法の主題化、法使用とどのように関連するかを明らかにするものである。

3. 研究の方法

(1) 母集団は全国成人であり、サンプル数は25,014である。サンプリングの方法は2段階抽出ランダムサンプルで、抽出地点は1,137地点であり、1地点から22名を住民基本台帳もしくは選挙人名簿で系統抽出法により抽出した。サンプリングは、2004年12月から2005年1月にかけて行われた。

本調査のサンプル数は25,014と通常の社会調査に比べ非常に多くなっているが、これは、A02班の紛争経験調査においては、紛争経験者、相手方になんらかの要求を行ったもの、法的手段の利用者と段階を追うごとに少なくなっており、そのための十分なサンプル数を確保するためである。法意識調査では、サンプル数が多いことを考慮して実験計画法(シナリオ実験)を取り入れている。

(2) 調査の方法は、A02班調査(紛争経験調査)は調査員による面接方式、A01班調査(法意識調査)は留め置き方式で行われた。具体的には、A02班面接調査の際に、A01班留め置き調査票を被験者に渡し、後日調査員が回収に赴むくという方法である。留め置きとした主たる理由は、法意識調査は、パーソナリティ尺度を含め、さまざまな心理測定尺度からなっており、回答も多くの場合、その強さを6件尺度で答えさせるというものが多く、調査員の読み上げ式より、自記式の方がすぐれていると考えたからである。また、パーソナリティ尺度については、被験者に回答を秘匿したいという気持ちがあり、その点でも調査員の読み上げ式より、自記式がすぐれている。なお、フェースシート部分は、問題の性質に応じて、A02班の質問票の最後あるいはA01班の質問票の最後に置いた。

(3) 実査は2005年2月から3月にかけて行なわれた。回収数(面接、留め置き両方に回答した被験者)は12,408、回収率は49.60%である。一見すると他の同種調査に比べて低いように見えるかもしれないが、本調査では、ランダム性を厳しく確保するために、予備サンプルの使用は、被験者死亡、転居など非常に限定的な場合に限ったためであって、決して低いものではない。

4. 研究成果

(1) 契約の法意識については、口頭の諾成契約について、川島は一方で高度に近代的な法意識がそれを支えると述べながら、他方で福翁自伝によりつつ前法的な規範意識が重要であることの示唆を行っていた。本データの分析によれば、口頭の約束、契約は近代的

な法意識の内面化によってではなく、素朴な規範感情が支えていることが示された。また、文書による契約は、どちらかというとな近代的な法意識がその拘束力を支えていることが示された。さらに、内金とか手付けは、人々の意識としては契約の拘束力を高めているがそれは近代的法意識によるものではない。次に、共同体の内部と外部での契約の拘束力の違いを見ると、契約の拘束力は、共同体の外部との関係で強いことが示された。共同体の内部での拘束力は、契約の拘束力といったものではなく、共同体の同調圧力の所産であることがデータから見て取れる。

(2) 民事紛争行動調査のデータをもとに、第1に、民事紛争処理過程において法が主題化される(あるいはされない)ということが有する意味を明らかにした。また、民事紛争行動において「なにもしない」という「行動」選択がパーソナリティや紛争累計などいかなる因子と相関しているか、探索的分析を行った。

(3) 所有権の法意識(ただし不動産)については、遊び場より菜園に用いた場合(つまり、占有の独占性が高い場合)、看板がある場合(権限のない利用を排除する所有権者の意思明確である場合)の方が所有権の侵害性を強く感じている。また、知り合いの土地の方が所有権の侵害性を強く感じている。これは川島武宜の仮説とは異なっているように思われる。しかし、所有権小話の場合には分散分析の結果として複雑な相互効果が見いだせ、単純な結果の理解は適切ではないように思われた。

(4) 裁判所イメージについて、裁判所利用経験者と、未利用者で比較した。裁判所利用経験者について、主張が満たされた場合には、基本的信頼(「裁判所はすべての人々に、正義にかなった裁判を保証してくれる」という問で測定)と伝統的態度(「裁判になったら裁判官にまかせておけばよい」という問で測定)の得点が下がると言うことはないが、満たされなかった場合には顕著にさがっている(ただし、調停被申立人の伝統的態度を除く)。そして、被告、被申立人の側の場合には、満足する結果だと、基本的信頼については評価が高まっているように見える。さらに、他の設問との相関(たとえば伝統的態度とそれなりの相関がある)、アメリカ政治学で議論されている、裁判所に対する拡散的支持とは全く別のものである(学生被験者予備調査の結果)ということらを考慮すると、基本的信頼は、正義が第一次的な価値である裁判とか司法固有のものへの信頼とは異なることが示唆される。つまり、日本における裁判所に対する信頼は、政府一般への信頼と区別されていないのである。

(5) 本調査では、サンプルを分割し、一部

サンプルにおいて、1976年に行われた日本文化会議の法意識調査（現代日本人の法意識、第一法規、1982）の追試も行った。日本人の法意識の特徴とされる融通性について以下の知見を得た。

Q5(旧Q6)とQ5(旧Q6)は、所有権について尋ねた質問である。これらは1976年調査では、人々の融通性を計るためのスケールとして使用されている。Q5(旧Q6)の国有林の問題では、1976年と2005年には分布にほとんど変化がなく、立入禁止の立札に従うものが8割強を超えている。なお立札に従うものは1971年では半数しかいない。

Q6(旧Q7)の空き地の使用について、2005年調査では7割弱の者が選択肢2の「所有者の許可なしに使用するのはいくはない」を選んでいる。1971年においては選択肢1の「子供たちが遊んだって構わない」が半数強を占めていたが、1976年、2005年と経つにしたがって、空地の所有者の許可を必要とするという考えが増加している。

Q10(旧Q13)は、公務員について融通性を評価させてものだが、1971年、1976年、2005年のいずれの調査においても、大多数の人が臨機応変に法を適用しようとする公務員を好んでいる。

Q11(旧Q14)は法律の適用について尋ねた質問であるが、これについても、1971年、1976年、2005年のいずれの調査でも、柔軟に適用するものを選択する者が6割強いる。

Q12(旧Q15)は、契約の適用方法について尋ねた質問である。1971年、1976年、2005年のいずれの調査においても、6割以上の者が「実情にあわなくなつたときは、話し合つてその契約は守らなくてもすむようにしてもらおう」と考えている。

Q13(旧Q16)は、契約の内容については、1971年、1976年、2005年のいずれの調査においても、選択肢2の「具体的にキチッと決めておく方がよい」を選んだ者が9割近くいる。

1976年調査では、Q5(旧Q6)、Q6(旧Q7)、Q10(旧Q13)、Q11(旧Q14)は、削除した2つの問旧Q8、旧Q9と合わせて、融通性のスケールを作成するために使われた質問であるが、2005年では、二つの意味を持っているようである。つまり所有権については融通性を利かせるのではなくこれを尊重した方がよいとする傾向が強いようである。一方、法の運用については、柔軟にすべきだと考えている。

また、契約内容については、1971年以来、一貫して具体的にキチッと決めておく方がよく、適用は柔軟にした方がよいを選好している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

①Yoshiyuki Matsumura, Manako Kinoshita, Akira Fujimoto, Hiroko Yamada, Masahiro Fujita, Chihiro Kobayashi

Article: What are the Changes in Attitudes of Japanese People Toward the Law and the Legal System?: Surveyed in 1971, 1976 and 2005

千葉大学法学論集(Chiba Journal of Law and Politics)、22(3)、61-112(2007)、査読無し

②Yoshiyuki Matsumura, Akira Fujimoto, Manako Kinoshita, Hiroko Yamada, Masahiro Fujita, Chihiro Kobayashi

Articles: Japanese Attitudes Toward the Law and the Legal System:

An Outline of the Research Conducted in 2005

千葉大学法学論集(Chiba Journal of Law and Politics)、22(2)、51-130(2007)、査読無し

③Yoshiyuki Matsumura, Manako Kinoshita, Akira Fujimoto, Hiroko Yamada, Masahiro Fujita, Chihiro Kobayashi

Article: Japanese Attitudes Toward the Law and the Legal System:

Its Theoretical Model and Research Design

千葉大学法学論集(Chiba Journal of Law and Politics)、22(1)、176-214(2007)、査読無し

④松村良之、研究ノート:「権利」と「Hak」という言葉について、北大法学論集、58、1337-1350(2007)、査読無し

⑤松村良之、木下麻奈子、藤本亮、山田裕子、藤田政博、小林知博、

論説:「日本人の法意識」はどのように変わったか—1971年、1976年、2005年調査の比較—、北大法学論集 57、1967-2006(2006)、査読無し

⑥松村良之、藤本亮、木下麻奈子、山田裕子、藤田政博、小林知博、

論説:現代日本人の法意識の全体像—2005年調査結果の概要、北大法学論集、57、1401-1476(2006)、査読無し

⑦松村良之、木下麻奈子、藤本亮、山田裕子、藤田政博、小林知博、

論説:現代日本人の法意識研究の理論モデルとリサーチデザイン、北大法学論集、57、1477-1532(2006)、査読無し

〔学会発表〕(計4件)

①尾崎一郎、民事紛争における非主観化要因、日本法社会学会学術大会、2009年5月10日、神戸大学

②Masayuki Murayama, Yoshiyuki Matsumura、

Disputing Behavior in a Comparative Perspective— The Japanese Disputing

Behavior,
The Joint Annual Meetings of the Law and
Society Association and Research
Committee on Sociology of Law (ISA), held
at Humboldt University, Berlin, Germany,
July24-28, 2007.

③松村良之、法意識調査の概要、日本法社会
学会年次大会、2007年5月12日 新潟大学

④松村良之、権利意識の測定---「権利」と
いう言葉への反応を手がかりに

日本法社会学会関東支部、2004年7月11日、
東京大学社会科学研究所

[図書] (計3件)

①松村良之、人々の契約意識、太田勝造他(編
著)、法社会学の新时代、有斐閣(2009)、
282-304

②尾崎一郎、紛争行動と法の主題化、太田勝
造他(編著)、法社会学の新时代、有斐閣
(2009)、45-67

③村山眞維、松村良之(編)『紛争行動調査
基本集計書』有斐閣学術センター、
445p. (2006)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松村 良之(MASTSUMUR YOSHIYUKI)

千葉大学・法経学部・教授

研究者番号 80091502

(2) 研究分担者

尾崎 一郎(OZAKI ICHIRO)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号 00233510

吉田 克己(YOSHIDA KATSUMI)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号 20013021